



(健Ⅱ270F)

令和2年2月16日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実について

「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる体制強化等については、令和2年2月14日付け（健Ⅱ268F）をもってご連絡申し上げたところです。

一方、その後に報告された国内発症例については、現時点で感染経路が判明していない事例もあるなど、国内の感染状況はこれまでと異なる状況になっていることを踏まえ、今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので取り急ぎ情報提供させていただきます。

本件は、各都道府県に対し、「帰国者・接触者相談センター」を24時間対応可能とすること、また、現在の「帰国者・接触者外来」設置医療機関（2/14時点で663箇所）について、今後の受診者の増加に対応できるよう平成21年（2009年）の新型インフルエンザ対応時と同水準の設置件数（約800箇所）を目途に増加に努めること等を依頼するものであります。

なお、厚生労働省は、医学的・科学的な評価について専門家に判断を依頼し、それを踏まえて、今後対応が必要との判断に至った場合には別途要請するとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、地域の実情に合わせた医療体制の整備に向け、引き続き各都道府県等との調整等についてご協力賜りますとともに、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日付け事務連絡）において「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置を依頼し、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）」（令和 2 年 2 月 13 日付け事務連絡）において「帰国者・接触者相談センター」の周知並びに「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の体制強化をお願いしているところです。

国内発症例については積極的疫学的調査を行っているところですが、ここ数日報告された国内発症例については、今後も更なる調査を進める予定ではあるものの、現時点では感染経路が判明していない事例もあり、国内の感染状況はこれまでとは異なる状況になっています。医学的・科学的な評価については専門家の判断が必要であり、早急に評価を依頼しております。その評価を踏まえて、今後、対応が必要との判断に至った場合には別途要請を行う予定ではあるものの、まずは、今後増加が見込まれる「帰国者・接触者相談センター」へ相談する方や「帰国者・接触者外来」の受診が必要な方に即座に対応できるよう、「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 「帰国者・接触者相談センター」について

症状の出現や急変があった場合に、住民の方がいつでも即座に相談できるよう、「帰国者・接触者相談センター」を 24 時間対応可能とすること。その際、夜間・土日は都道府県で一括して窓口を設置するといった方法も考えられるため、貴管下の市区町村の状況に応じて適切に対応すること。

また、住民の方がいつでも「帰国者・接触者相談センター」に相談できることを、

市区町村や関係団体と協力しながら、広く周知を行うこと。その際、時間によって窓口や電話番号が異なる場合は、その点を明確に周知すること。

2. 「帰国者・接触者外来」について

「帰国者・接触者外来」については、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置を依頼していたが、2月14日時点で全国で663箇所、ほぼすべての二次医療圏で1箇所以上「帰国者・接触者外来」を設置したと報告を受けている。今後は、受診者の増加に対応できるよう平成21年の新型インフルエンザ対応時と同水準の設置件数（発熱外来は全国で約800箇所設置）を目途に、各都道府県において「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加に努めること。

3. 「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告について

「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等については、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について」（令和2年2月1日付け事務連絡）に基づき、引き続き報告を行うこと。

以上

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html